

## 令和7年度 社会福祉法人の管理運営等に係る自主点検表について

### 1 自主点検表の作成の趣旨・目的

- 本自主点検表は、各社会福祉法人の管理・運営及び会計事務等が健全であるかを自主的に点検していただくためのチェック表です。
- 関係法令や通知等のポイントを各項目ごとに整理し、日頃の業務の合間にご活用いただけるよう、使いやすさを優先してまとめました。
- 社会福祉法人の運営に携わる皆様が、自主的に管理・運営や会計事務等が適正に行われているかを点検し改善を図ることで、法人の組織体制や経営基盤の強化に繋がります。
- 法人の組織体制及び経営基盤が強化されることによって、社会福祉事業の適正かつ安定した実施が可能になり、ひいては、法人が運営する施設や事業所の利用者やその家族が安心して安全なサービスの提供を受けられることに繋がるものと確信しています。
- 皆様には、作成の趣旨・目的を御理解いただくとともに、本自主点検表を定期的に活用（少なくとも年1回以上活用）いただくことにより、社会福祉法人の適正な管理・運営等の一助になれば幸いです。

### 2 点検等の方法

- 各項目の「自主点検事項」及び「チェックポイント」欄を確認し、次の区分により、「評価」欄に結果を記入してください。
- 社会福祉法等と照らし合わせて、根拠を踏まえて点検してください。

できている	・・・	A
一部できている	・・・	B
できていない	・・・	C
該当なし	・・・	=

- 「B」及び「C」が記入された事項については、速やかに改善の措置を講じてください。

### 3 その他

指導監査の「事前提出資料」として提出する場合は、

- ① 上記2の各評価のほか、「社会福祉法人関係資料」（1～8）を添付してください。
- ② また、措置施設における運営費の弾力運用を行っている場合は、「自主点検表（措置施設弾力運用）」を併せて提出してください。

○ 自主点検表における略称は次のとおりです。

**法人**：社会福祉法人

**法**：社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

**令**：社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）

**規則**：社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）

**認可通知**：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知）（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）

**審査基準**：認可通知別紙 1 「社会福祉法人審査基準」（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）

**定款例**：認可通知別紙 2 「社会福祉法人定款例」（最終改正：令和 2 年 12 月 25 日）

**審査要領**：「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・児企第 33 号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」（最終改正：令和 2 年 3 月 31 日）

**徹底通知**：「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連名通知）（最終改正：平成 30 年 3 月 30 日）

**入札通知**：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 29 日付け雇児総発 0329 第 1 号・社援基発 0329 第 1 号・障企発 0329 第 1 号・老高発 0329 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長連名通知）

**会計省令**：社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）（最終改正：令和 3 年 11 月 12 日）

**運用上の取扱い**：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知）（最終改正：令和 3 年 11 月 12 日）

**留意事項**：「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日付け雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知）（最終改正：令和 3 年 11 月 12 日）

**一般法人法**：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）

**一般法人規則**：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成 19 年 4 月 20 日号外法務省令第 28 号）